

令和 2 年度

大 分 県 内 部 統 制 評 価
報 告 書 審 査 意 見 書

大分県監査委員

監 査 第 4 5 3 号

令 和 3 年 8 月 1 6 日

大分県知事 広 瀬 勝 貞 殿

大分県監査委員 首 藤 博 文

大分県監査委員 長 野 恭 子

大分県監査委員 井 上 明 夫

大分県監査委員 藤 田 正 道

令和 2 年度大分県内部統制評価報告書 の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和2年度大分県内部統
制評価報告書について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和2年度大分県内部統制評価報告書審査意見書

第1章 審査の概要

第1 審査の基準

令和2年度大分県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、大分県監査委員監査基準に準拠するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」を参考に実施した。

第2 審査の方法

審査は、審査に付された報告書及びその基礎となる資料について

- 1 報告書に記載されている「大分県知事による評価」が手続に沿って適切に作成されているか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

を主眼として、関係書類と調査照合し関係部局から説明を求めるとともに、必要に応じ事実確認調査を行い、慎重に審査を実施した。

第2章 審査の結果及び意見

第1 審査の結果

前章に記載のとおり審査した限りにおいて、

- 1 報告書に記載されている「大分県知事による評価」は手続に沿って適切に作成されていると認められた
- 2 重大な不備に該当する事象は認められなかった

ことから、報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

第2 意見

地方自治法の改正により、地方公共団体の職員自らが事務の適正な執行を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し対応策を講じる、いわゆる内部統制制度が令和2年度から知事部局において導入された。

これを踏まえ、知事部局の各部局長と「内部統制の整備と運用状況」について意見交換を実施した。

また、内部統制評価報告書審査における業務レベルの内部統制制度の実施状況等については主に財務監査を通じて確認を行ってきたが、内部統制に資する「リスク一覧表」の整備が遅れている所属が散見されるなど、取組に濃淡があった。

この中で、各所属に対しては、内部統制は人的ミスや不正を防ぐ仕組みであり、結果として職員を守る仕組みでもあることを述べてきたところである。

内部統制制度が正しく機能するには、制度の仕組みを整備・構築するだけではなく、その仕組みを職員が実際に運用することが求められる。

今後も、職員研修の充実強化により制度についての熟知と意識の醸成を進めるとともに、先進的な取組事例やリスク発現（不適切な事務処理発生）時の情報共有を図られたい。